

# ご利用に当たって

## 1 調査の目的

農林業センサスは、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査（基幹統計である農林業構造統計を作成するための調査）として、我が国の農林業の生産構造及び就業構造等の実態や農山村地域の現状を把握することにより、農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、国際連合食糧農業機関（FAO）の提唱する世界農林業センサスの趣旨に従い、各国農林業との比較において我が国の農林業の実態を明らかにすることを目的とする。

## 2 調査の対象

農林業経営体調査においては、農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動を行う者」（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く。）を対象とする。（農林業経営体の定義は、用語の解説の「農林業経営体」参照）

## 3 調査期日

令和 7 年 2 月 1 日現在で実施した。

## 4 調査方法

農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－調査員の実施系統で行う調査員調査で、統計調査員が、調査対象に調査票を配布し、調査対象が記入した調査票を統計調査員又はオンラインにより回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。その際、調査対象から面接調査（他計報告調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査（他計報告調査）の方法により行った。

なお、調査対象が郵送による提出を希望した場合は、郵送により回収する自計調査の方法により行った。

## 5 公表範囲について

この資料は、2025 年農林業センサス結果のうち、農林業経営体調査の宮城県集計結果の確定値を宮城県が公表するものである。

農林業経営体調査の全国結果については、農林水産省から公表される。

## 6 その他

統計数値は各単位毎に四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。表中に用いた記号は以下のとおりである。

「－」：事実がないもの。

「△」：減少したもの。

「x」：被調査客体保護の観点から、統計数値を公表しないもの。

## 7 問い合わせ先

宮城県企画部統計課 産業経済班

TEL：022-211-2457

E-mail：[toukeis@pref.miyagi.lg.jp](mailto:toukeis@pref.miyagi.lg.jp)